# 塩尻

十七

太政官文庫
和書門
一一四九七號
一〇一函
二架
六五冊

内閣文庫
和書
類
一一四九七號
六五冊
二一一函
二一架

内閣文庫

| | | |
|---|---|---|
| 番號 | 和 11497 | |
| 冊數 | 65 | ( 17 ) |
| 函號 | 211 | 302 |

国立公文書館
National Archives of Japan

教部省文庫印
昌平坂學問所
日本政府圖書
内閣文庫

延平李先生言孔明不ㇾ如二子之従容一而子房不ㇾ如二孔明
之正大一（延平答問）

嗚呼張良葛亮は際に従へ純粋を察して従
容として国家を補け力を全す孔明の義孔の極に従へて
従君義とらし呉和して君を導き節に立ちて

又曰受二形天地一各有二定数一治乱窮通断非二人力一惟当下守
吾之正一而已上（同上）

夫富貴を[illegible]して仕道を行ひ時を縁貧賤[illegible]して国より

内 一二七九〇號

義とやら今ゟあれしこれに節操を守るへし

庸人ハ後世に至り九国小道ハ富貴に流し貪残

小恵ハつくさせるよ甚すりと失ふ

又曰凡蹈危者慮深而獲全、居安者患生於所忽、

此人之常情也 同上

又曰人若著此利害、使不免困、口告人却与不学ノ

人何異 同上

我人毎に此等の語を能味ふへきと者ハ道あるへし[illegible]

扨紀ゟも世の人といふへきハ宜しき世の事のみにハ心を勤むへく

ききやうとも事ニハなりてくる錐毛の利にも従し

て東西にはしりても害をとらぬ一厠ならす胃髄まて道

まて唯富を計て貴くをうしなひ自安らしたるのへ

と言のふりは命なくて一旦安處に居まして必忽ちに

して懐く患難に落いり志居然中して後を悔

き人ニ先て免かれたらん事世人稀なるへし

況や学ふに志あらん者をや

近世軍法者と云者多し傳來久しき家か又ハ師承
のあるかハいとたのもしく此國の寶ともなりぬへし利の
為に流を立て人を聚めむとするもの多かるへし或老者
曰頃日船軍法を云も秘訣書類少けれハおこの事
少や我國海上の戦いと希にし源平壇の浦の闘ハ希代
者とし近くは蒙古此賊と戦ハしめたりける事
にけり源氏の時代の前によりて神軍の戦ひ例にめる
往のこと古き云り然を國俗のことくなれとも

此ころ迄ハ是を継し西海の海賊家を愛し黒部
又て御し文書として九國四國等の諸家ニ私
軍のつゞけなく中にハたゝへさ仕私に業をし船
き人々その由をなし此者とものとらく私軍のさゝと飛え
かし形をなりき漂をし行き海に例まて何れの人
人のさかし事なく軍のもたりと云ふて軍
此流の人も我國の君たれたとへれとも者し節
國紀小兵書にて弓馬の道まて軍法を傳へ

あるは市人の商をつとめ農民は田作るを急ぐも恐
されど國號とはいかゞ記すや

○我帝祖瓊々杵尊降臨の處ハ日本紀に日向國襲之高
千穂峯ト云云

日向風土記ニ臼杵郡内知鋪郷とありて日向の号ハ本紀
に景行天皇名付たまひし由見えたりとぞ

今霧嶋山也延喜神名式に日向國諸縣郡霧島神社ト云
按ずるに霧嶋は今薩摩國鹿児嶋（旧大隅國 囎唹郡之）領にして城下

より二里餘東北海辺なる山也毎よ此山の者ハ必先達
神代の故實とて此山の人々に稲穂をもちて四霧來
ハこれはたゞ手挿あるはたゞつたへ此山里に霧一陣吹く然其時
大風のごとし一時暗冥にして路を別ちてゆくともこれし人彼霧
にまかれて此方へいと深き家もありとぞや故に霧来れば
自ら稲穂を以て掃ふ事かくあるのをこしたりといふのみなり
天氣晴又（日向風土記に記されて 茲を見えたり）山頂と御跡より他のよく窺なく
下る都所四方みわたり其中に見ゆる此山の峯これが絶頂ある

又ハ赤火大小燃出て黒烟立て霞径石数里より飛來なり
これを神火と称して薩隅日の諸民ふるひ恐れをのゝきぬや
山嶽海岸に臨て南をうけたり霧島の明神ハ山下に鎮座まし
まれ祠方三尺計よしく高き木ありて深樹茂りて古神さびけり天
地之と彼山に宅りし人（紀氏長谷人 大田末朝）詠をかし

○應神天皇を八幡と号し奉るハ廣幡八幡麿と神勅有しなり
之情の字に付て八ツの幡天降せしなとも又ハ浄院の三摩耶形の
なれ棟高舎の形を作り飾り掛ありしに神功紀小千繒高繒の旗あり

ふりし意なれハ廣繒の八繒といふ心にして幡のうにハ侍らさるにや
繒玉篇小帛之とあり織機なりの假字あるも廣く多く
織成繒帛を成して美称の御神なりや

○浮屠の書に海潮ハ神竜の変化之とあれハ山海経に海鰌出入之
度之と言ひしに似て海と仏とよる者の意也海鰌志様なり
潮ハ月の盈虧に随ふといへるハ人ありしの論なりとさるハ王充か
論衡に天ハ水也を水ハ地と兼て一元の気升降する気升て地沉ッて
叶されハ溢て潮となり氣降りて地浮ぶ時ハ水縮て引く理と伝

と一理有と覚へ仍りて地震ある時ハ必ス浪濤漲り溢れて陸と
なりし事定無き気ありて地沈り又ハ水涌き溢れて島嶼ハ地震
ある度に潮汐さしもて常よりハ満て海濱を浸す事近年も
のあることも見ゆるハ仍りて我府下此品川高輪の辺も岸にそうて
あれもし石垣を畳置仍りて地震此後ハ必ス石垣数丈よ
潮こゝに倚り是地勢流し坂ぬる由しく人國よ遠く海の汐干かれ
處多しとかや其地々の風土を知るよしもして實との語れ
由りて次将軍の書潮汐の考へ多くハ見へ仍りて海潮の論とみよハ實く

ありて本を得る可し中九州四国南紀北ハ越後奥羽等の人よ
ほへ〳〵海潮ある事を得るよ大築门して求ハ一様なるへき所多し
國々の燕東西の瀬戸灘抔其難易の海路及ひ四時の風気
抔も得らる事を知ると是と亦武使の一事拾抱の一端なり
北畠信雄上野介信包 信長の舎弟 を誠しく南伊勢北伊勢の界
を改るへし事其出川を其境よ定ることとせしまゝにし或ハ定
人曰当国南北の界ハ古の事にし
風早の地の流の末つまで今ハ安濃と一志の堺なり

とやせん是非く定めかねへかくて両将これを感し長塚にて決
定せしかはしかしと云々（此時信雄ハ尾州河内にあり信包ハ津の城を守りしと）
○今の勢州松坂ハ初め四五百家（ヨイヨノ）ばかりなりし人名所にて古市に
伊勢の国よりいと多く此家の外はよき名の持ちたる古市の古声
○借よりいの家と呼びしは此語の始なり
○北畠家より信意といふ人ありしか此説多く一決せす或は
書を考へ侍れハ天正三年源信意左近衛権中将に任す是
敬々国元の時退去せし歳二十五也ハ佐々木義賢か子之信意
の息也と北畠親顕と称す慶長八年に誕生し信意後に信雄
と称しも京都に出て公家衆同等すへく終はしり晩世を和
さる者多のしとうや（諸家伝及ひ北畠物語等と云々之）
○宝永の大銭去年四月より行はれしか民の利あらく世の
通ひなかりしかは当月より廃せさせらるへし銭座の者とも
負数にて利の為に有司に依て免許を得て鋳せしかとも
此ありて不便なりやとへて何かと命のまゝせされしと後悔なる
○津ことにまかさるへからさるや

○貨ハ天地化生する所金玉の類之幣ハ人の道成る所布帛
の類をいふ然るに諸侯の交り朝聘の礼ありてより國の太平に依
て貨幣費殺(?)多くして礼の本意を失はれて多く貨幣の事
を沙汰せし僭を傲り礼を没せんといへり後世務(?)各のおのおの
物或ハ驕り或ハ吝し唯これを賄ひて身の利とせんとの先
とし礼情これを享するハ誠忠信を表示して副務に捕(?)して
ハ知らざるや世の栄(?)出頭の者にハ更へまとひ(?)甚
敷人倫の好し為(?)紀者してへも忘(?)治(?)し貢賂を存し

て交りとしまひ己か禄位を貪り得て彼権貴ハ一旦毫(?)衰へ
て退きぬれバ世人目のあたりに栄(?)衰(?)の官に多くの
貨財を費しけるに何の益もなく大なる損ありてかえって浅
ましき人のまれにも礼意あり泥濁(?)物ハ天下を貴かしてかれら
飢えし人々に恨を含ミ國家の災害となりける古今ためし
少からざるや凡利交人の不忠の為に財を掠(?)ふも示さゞるか
況天地の化人力の労を顧ず妄りに貨幣を用ひば貯(?)怨あらん
生々儀礼の聘礼を済て幣帛の重きを知らば忠(?)孝(?)の貴ぶべきや

○或人盲人のまねして行を給ふを讃せよとありしに

暝夜深渕畔　盲人鞭瘦駒

世間名利路　安危看何如

されはこそ大方七の睦月十八日書てまいらせし折にも

無拙とよんて一紀蒙迷しきれはいはし七字ならしと

おもひしに世の人をもとめてくれて我を人いたすとまふしし年

もあれは後の代に人のよみ字を記す

○古寺ニ尋ヌ梅花ヲ

曉雨晴来テ林下静カニ　瘦節扶ケ歩ヲ踏ニ荒苔ヲ

吟眸空ク衝ニ半山ノ雲ヲ　故苑春逢フ一樹ノ梅

程堂春風

曾テ迷ラ波浪ニ恨ム無キ津　残雪暖寒ニ古岸濵

飯リ座ス隴ノ梅ノ樹下　和風平ニ兩十分ノ春

此等の偶作といふはのままなりしにあそこにひまなし閑なりて

もおりひいて昔につけて無ひ念に任せ侍り

山居花

御よれくれしむもありし業のをしに母ゟ為かりゟむの内云

○歳暮の歌あるれいつもの年　浣濱上人　曇荼羅寺

ありふれし世の人ねなれ枚ようれをこゝろも年を送ゟ

（去水ノ句タヽ）我身世に何を於しまぬいそちへて又花の頃まへんとや於ゟ

ほし人来の神よりあゟ寄とし是に於ゟ歩待うし

おもひやるくく時よあし世の春ハ未見志げゟをの家のあらも

中臣複のことハあくよりあゟなとし於ゟし

○武人問今川了俊入道戒子の言に水ハ随ニ方圓器ニ人依ニ善悪

のなきられ古跡らく　予曰此ハ中峯和尚語也

○尾州斯波の紋窠のこと之ニ木枝三橋ヲ廣井八幡古神器大概三ツ橋之具ツ斯波の庶流牧氏の紋ことニ三ツ橋之

- 斯波左兵衛督義良　尾張屋形清須城主
  - 斯波治部大輔義通
    - 斯波右兵衛佐義銀　三松軒
  - 津川弥太郎義長
    - 津川玄蕃允義冬
  - 牧下野守長義　尾州春日井郡□村城主　妻牧元近女
    - 牧与三左衛門尉長清　尾州愛知郡小林城主　妻信長公ノ妹　法名梵阿

国立公文書館
National Archives of Japan

牧喜右衛門尉長治 法名休庵 春日井郡長久手村住

女子 槊槫之助妻

牧長右衛門尉義盛 法名宗元

牧右衛門四郎長正 實ハ長清弟 母ハ長久手浦主加藤太郎右衛門正元女

元亀三年十二月三方原役属メ榊原小平太戦功ア旗ヲ丹羽大夫酒井与九郎来援長正飯ヲ濱松城ニ而死ス四十二歳法名善祝

牧助右衛門長勝 初ハ又十郎長次

勢州大河内役十六歳ニ其後属メ瀧川一益ニ甲州天目山役ニ顕ス武功ヲ 一益入高野山之後奉仕家康公ニ相州小田原役二十九歳ニ 慶長十四歳十月奉メ命ヲ来リ尾州名古屋城ニ按地縄張ス

牧助右衛門

牧下野守

牧内記 奉仕尾公ニ

尾州丹羽郡稲木庄犬山城主歴代

犬山ハ中世以来妙法院門主の領地りし永享比まて

斯波氏主維して家臣織田氏領之ヲ

斯波元熙 始て城を築くと云

久長男 織田大和守敏定

敏信男 織田伊勢守信安 法名常永

信定二男 織田与次郎信康 法名白巌

池田勝三郎信輝 後号紀伊守 法名勝入

郷廣仲子 織田遠江守廣近 法名珎巌 常寶

敏定男 織田左馬助敏信 後号ス伊勢守 法名常也

敏定男 織田弾正忠信定 法名月巌

信康男 一云弟 津田十郎左衛門信清 法名[illegible] 宗伝

信長末子 織田源三郎信房 初ハ勝長

中川勘右衛門定成 信雄臣也

定成勢州峯の城をまもり亀山に入然りしく退散の時池尻平左衛門に害せらる、依世除定成其身偽者とし
て犬山の城をまもりしかの處に池田勝入襲来て城
をとられあひかゝしと云々

池田勝入

加藤遠江守光泰 初ハ作内也

武田五郎三郎清利 信雄臣也

土方勘兵衛雄良 信雄臣也 後改雄久ト

武蔵入道常閑 関白秀次實ノ父也 初ハ称ニ長尾武蔵守吉房ト 後ニ号ス三位法印ト

三好掌桐秀俊 秀次弟也

三輪出羽守 秀次臣

三輪五郎右衛門 秀次之臣

石川備前守光吉

北條左衛門大夫氏勝

松平左馬允忠頼

右二人関原役後艾守城

小笠原和泉守吉次 三位中将忠吉卿之臣也

平岩主計頭親吉

成瀬隼人正正成

成瀬隼人正正虎

成瀬隼人正正親

成瀬隼人正正輝

戒ハ八郡の内吉城ともに多かりし其中にも当城の三代ハ絶給ふ今ハ那古府の附庸尾北一方の鎮なりしと

同出度城に

龍造寺代々

○○○藤原季清 相模守龍造寺の祖 秀郷十六代始下向肥前国 龍造寺八幡宮本願

季家 於テ龍造寺ト代々傳フ至テ改家ニ 属源範頼ニ戦功アリ

宗家 高木ノ祖

季喜 太郎 属源為朝領肥前小津東郷

季次 次郎 属源為朝

永平 草野祖

自此代々相續其十一世康家也

十一代 龍造寺隠岐守康家 水ヶ江村中西中島 永正七年三月四日卒 父云淳正

十二代 隠岐守家貞 法名圓誉

十三代 大和守胤久 法名長雲入公

十四代 豊前守胤栄 法名賢誉道徳

十五代 山城守隆信 周家之子山城守家兼曾孫也 依胤栄早世續ノ家

隆信ハ龍造寺家中興にして武威盛に振ひ肥前肥後筑前筑後豊前豊後凡五ヶ国の主也 法名金剛院泰岩宗竜

十六代 侍従従四位下民部大輔兼肥前守政家 至此竜造寺氏断絶

属ニ秀吉ニ昌羽柴氏ヲ用桐菊紋ヲ慶長十二年十月廿一日卒ス

十七代
○従五位下加賀守藤原直茂 鍋島三十六代以前十五世鍋島道壽ノ玄孫也

道壽 治部大輔清直 平右衛門尉清久 駿河守清房 直茂

初隆信の臣也隆信戦死の後祖母慶誾尼の命を受

て竜造寺の家を治其子従四位下肥前守勝茂其子

従五位下肥前守忠直ニ松平の称を賜ル其子光茂ニ松平と称せし

○飛騨国司三木氏 姉小路家也

○○藤原直頼 大和守 国司 ― 良頼 右近衛督 法名雲山 国司

自綱 国司 権大納言天正十五年於京師薨ス四十八歳法名休安

直綱 右近太夫慶長十四年於尾州卒ス三十四歳

遠藤 慶利 但馬守生ニ濃州郡上郡八幡ニ外祖遠藤左馬助慶隆其子長門守慶俊死ス無キ嗣故慶利ヲ為ニ家督ニ寛永一年叙爵

母ハ遠藤慶隆女

按ずるに三木氏今の世に姉小路家也竜造寺鍋

嶋姉小路遠藤等其別祖をもって世系同しからず況

や三木と共に藤氏なれとも子孫家を嗣て其氏を

給ふを可也他の源氏ハ藤原を用ひし事あり菅原も
續類ハ用ひしかと云なり
○熱田社大宮司家ハ祝師也検校等祀の紋桐竹を用ゆ
凡桐竹ハ皇家御紋によりて織急ニ行して
地下の祠官用ゆへからす一同人御しす日諸社の神人
位階の役多くハ其社神主をも申下して苗しゆる
半古今ニ有免し多しし熱田の祠官とも不継
○応永十六年熱田社遷宮の時の文書今多く

田島家ニ藏する内ニ曰
熱田大神宮ニテ遷宮ニ祝師役之次第
一 旅ニテ神前ニ七日籠りて大宮ハ叙官両社ニ而上つし
を洞中山難用指出文
一 祝師装束の事ニ指出文
一 伴之社装束之事指出文
一 出仕方之前後之礼儀之指出文
一 遷宮之節之清神の社装束 祝師ニ納ル

此末の一條ある神社を相頼して於せして然りけ
し文月晦日惣検校方と相頼の例なる月の彼
にと用ひ来りしと承り候
又問大宮司讀筆を主雅ニ祝師並ニ惣検校並ニ
座位如何　答今のと迄ハ文月晦日より座田鴨ヶ瑞の
両家ハ筆老ニ続く文二三の座ニ著し候ひし也
其よく宮司と筆を次第なく座候て文定し
其余もや古状の中に而候ものよ

今度東都大瀬吉清礼録ニ於る中来ル此方ニも
一ヶ月批判義ニ以頃宮中の筆　先年ヶ於神前
大方ニ於定之乃由ニ御案六ヶ村宿中ニ於ける御前の
ニ於ても候へ共一本宗ニ不一方也此旨ニ以ニ心ち續く

七月廿五日

佐久間半相兵　行豊

赤川三之丞　景廣

村井吉之輔　貞俗

鴨田不助　秀頃

祝言師殿

千秋殿

惣検校殿 参る

明内経王の門下にて海に

右の古状ともみくるに紀長公の時より三家の次第を

立つる年花沢寺といへるより東向郡因大官の乾に近世を

経堂ありし古経秘蔵りし堂傍りし其辺の地下経

石多くあり弘法の筆なりと石に刻し文字等其所に次

見へ侍りし由承及しき其が 寛亭禄の惣圖に堂

跡見へ侍る其うち経塚のよこに立し堂の傍に彼其跡

の辺にも古き石を堀出せしに文字ありけれ

濃州多藝ノ庄石屋淨志

大本願主順海上人代十貫

尾州蓬莱官経塚

再興檀那海東郡

杉葉ノ庄

此境に石碑てありし

これをいにしへまいて塚の臺石とし 又へら本奥の文字あ
りし 昔よりありしと見へ 傳る経蔵ハ前別に輪蔵ありし
今の古跡の所にありし 享禄の闘乱ありし 後に備に寶蔵と称
せし 破壊して今ありしを示すなきなき 時又傳りし
寶蔵の跡よりて 貞享造営の時古跡に作らしく
刀鍬及ひ他の宝器珎什ともに蔵め 傳る宗門改臺
石ハ何の時に建しや 答 年号の所破失傳ふを知り

かゝし 但し 七社の大宮ハ享禄二年 所焼スルよしにて
裏書に越州蒲原郡住 奥光高業雲山大勧を順海
とありまして 享禄年中に建立せしか 宗門頭人の義所
ハ古へよりありしや 答 ありしと前に御竜と称して
住僧は宮籠せし 一字也 古圖に寺代 のちにありしもの 破壊の後ハ[illegible]
宅深業あらく 術業せしとあれハ 郷補の頭を勤め
神役人皆々籠せし事 住古ハあり 紀年よりや文ハ問
正月十五日 石打ハ古へよりありしや 答 古ハある蔵して

大宮にのりかへて石井せしに流射的をとりくひとれを
追ふとて石橋おしに下馬橋の辺にてころり
かりきまりかへし神つの前にて付やし給ふ
と悼みなる事之しかも有司制してさる狼藉と給ふ
まて又同官司座法貞職が孫藤原の季範が大司職に
讓りしは後紀なるらん後の神領に給はりしより
傳記及玉葉集なるとみへし他にし貞職男子あり
つましられは答て座法式承る家にてとて〇永仁二年の古系図之

貞職 大宮司

- 季宗 大宮司信濃国ニ落下ル今伊那人々是也
- 女子松御前 大宮司季範朝臣御母也 号職子是也
- 秀貞 大宮司
- 職朝 樋口冠者
- 職實 大宮司
- 僧貞慶 座主明勝坊

傳ニ季宗故ありて出奔之事秀貞職實ら讓て大司に
補せられ又職貞早世せしかは孫に神事の告となり

かくて職を譲りしとぞ 又同座主真慶相續して此法
地に住せしが答か御されし其孫光保は朝廷に
仕へ藤原氏を冒し蔵進士と称せし 號慶修部 其後
ハ季範の弟延信寺都維那兼實が三男修覚熱田の
座主となりし是より其子孫相續せり 同宮坊と云 其家流く 應
永年中故ありて彼流を廢し 尾張氏永信阿闍梨を
熱田座主に補せしが其後尾張氏に襲せしとなん
右件々は熱田同社雜録に據りしを箇條に 後日

補遺を書添侍る 此は為めとて家に巻す
○二月社日熱田の宮に詣で侍りし折しも初桜満開にて
咲く縁のある杉の枝に交りて見へけるに 従ふ
慶長九年此事を左中将為満権大将言経清花人
秀賢以下尾張氏社家宮女しく和歌を詠せし
今紙に御て桜師の家にあり 社に桜花は大神の清
神木なり 人々見なるこの杉の色を見ると嫉しかりて
植除し神代の杉にかえせしとぞ 其せ桜の花の何香

○こゝハいつみなと名付て霊仏侍るにや
関東の人此後たえて京の方に名をきえたる人あり侍りしを
たち侍る家ハ攝のをしさきさき物侍りしとなつくて
ありけり両替屋なりけり
住吉の岩のうへに人をはりてうつ神の来る
其比人の庭にみなとを一枝折てかりける
ある人のもとへ人してなりさきに侍りしを
経ける

よしやさく浮石をとゝもまへなれそでと此神ハ
おもひきて苗とも植てよ中にたつ人ゆゑも
かくし侍る曉の月霞にみゆる花の
匂ひそへてむかしを思ひて行
此所の月まつ花のまえにて苗のつれぬまゝの伊

○春日井郡山田庄味鋺村六所明神ハ延喜式小所謂味鋺神
社也 国帳ニ従三位天神ニ列せり 今伊勢八幡春日賀茂廉嶋熱田の六所
ハ神なりとて梅をうつし九墻社俗体の神形の板をかさ
ねたる扇子多し當所の社人に問侍れハ神形六躯

なりとらふされハ社号をいはれ唯六所の明神とのミ
称せるの後祭れ神をもいはれ通ひ許々の神名を
いふや此社ハ宇麻志麻治命（ウマシマヂノ）此御子味饒田ノ命
と祭れる是古傳なるにハウマシマチの神号ニ似たるにや相殿ハ其妃及同宗の諸神なり味饒山天永寺
護国院真言宗蔵の文明十二年六月十八日の縁起ニ
鏡の池寺の戌亥四五十間に在りのそこによりて味饒と書換へつると従世
誤字のまゝに附會せるなり此寺ハ行基の開基にして
鏡池より薬師の金像を得て安置せりといふ中興ハしそ

鳥羽院天永二年西弥上人勅を奉して造れるの事
なりし上人感得の歌に
此里ハ人の心も清けれハ中そら夜はの月影
とあるに六所明神を蓬莱宮の本社とせしハ昔より
紫雲の石場といへり又寺に古き仏像と多し宝塔の
本尊ハことく虚空蔵なり執金剛ハ楼門にあり安阿弥の
作といふ破壊したれともいにしへの般若経の諸巻を奥所に
安倉尚在常勧寺暦応五年等此字あれはこゝへうり勧進の

沙門覚え禅師と名られ日部常観寺村常観寺の蔵経納ん
か瑞應の三経蔵ものの経あるしか所けし

○山田庄如意村ニ而此神ハ式内大井神社也 社地大井ノ池あり 是を糸六躯
此神形代蔵む 男体三躯 女体三躯 社説ハ箇田の三神海童の神三前
之と云 然ハ男体 住吉荒魂和魂なるや 社の西に若宮と称す
小社ありそれハ神形二躯男体女体を安置す 今ハ社家松岡氏の家にあり
ハ神功皇后應神天皇なるへし 又ハ住吉の神にもあれハ
さもあるへしやといふ 又糸西社の西 黄観寺の堂ありて訳する

如意輪を安置せしか 如意輪ハ盗人にとられしを所々
堂後もし 後鶴足坊より移し安置す 如意輪の像ハ今光智院 今村に居るの如あらし
由来する其の像也とや ありて其子孫 社の本地仏にて 六観音を称するなりやあらん
或人曰昔當村ハ神名を称へ 須和春日大井神社あり 御室大井社本地如意
堂ありし村名を如意と呼しと云 今の瑞應寺を如
意山と称せしは 當村の名に依り山号とせしか 此寺の完
基ハ長谷川太郎左衛門 永享八年十二月十七
日卒す 八十八歳 法名ハ月山円心と号せす 是ハ越中の信常と名

黒田にして應永年中當國に入て此里に住せり今村主の
城跡なる（六所社東二町余也）家系今府中に在り石田氏なる者に傳ふ
右ハ巳七三月十六日と為く彼所なと聞り傳りし侍るの名
の一二を記して遺忘に備へ侍るのみ
後拾遺集に為善朝臣三河守にて下り侍りけるにすの
俣といふ渡りに下りゐて信濃国之境を見えてよみ侍りける
能因法師
白雲の上より見ゆるあしひきの山の高根やみさかなるらん

今尾城下より良川に流るるといへ傳ふ是をみるに此
寄をあり出し侍る（侍よりなんけよみ 御嶽 ミサカ シンタケ）
○
更級（サラシナ）日記（孝標女上総より上りし記之）むさしと相模との中にゐてあすた川といふハ
在五中将のいさこととハんとよみける渡りなり中将の集ニハ
すみた川とあり云々万葉集第三弁基法師のうた
まつち山夕こえ行ていほさきの角太河原にひとりかもねん
これを駿河国の名所とも云伴蹊翁はむさしの国と
総の国との中にいとよ川に此所の名をすみた川と

いふもさらなり今の開闢ハ始まりけり古書にくはしかる
事多かりし
俳諧抄物の題号を留めくの跋をかきし天満宮の前にかけり
学士傳の秋契仲か擬（擬鉄聴断よふの擬之）とらんかまへ塚川院殿四五しつよ
蔵田あん房判辰
俳諧あつかひはひさかたよりも思ひはかりし大和うたのうちに恵能の池
これ前より俳諧人のつかつくといふ世のなかはものはしけるへうしと
かなかれさりとも見ん西宗丈か中に鴨の長明

俳諧人ハむかしよりつゝしむへき事かひ川行ハいつこそやの春
とよみ出れさらぬにはりてありつるに此者謙退して時の流
とかの世をさらずおもひてむかしのよからぬへことゝや俳諧とく
名付るとも後に清輔朝臣の袋草子にも見えたりしるいハ
さかへ此ねはいつくるに待りしと云是なく能中のへさの化と
むかしのとハ業平好色のことくことを書けし給へれハ世の正し
かしぬるとハ文言にや作りしん（作り物語とくに業平のことゝさる書し也實録に作り候）
○倭歌に志つくる六つのすかたありといふハ綺欄麻を記すあり

みな下の事をといふなりと說有但し極めて古き詞にて

倭文(シヅリ)ハ旧事紀に織倭文布を称いつハ織婦のなにいへる

にや

下津男(シツノヲ)　下津女(シヅノメ)

これも織の字の意とはきこえや倭文のことにくはしかりし

あがた縣の字を用ゐるもしるべし郡縣の縣とハ同じ

その倭訓よハ侍らずあがたハ吾田(アガタ)の意ありて田舎にいへる

已か領知ある所称をいへる古今集に文屋康秀が三河掾に

なりて小町がもとへあがた見にはえいでたゝじやといひ遣ける

かへし田舎をあがたにはいへるなりとしあがた見とし

称いつるなどの国を見て物する事

已世正月十三日院の舎始春宮御坊にて給ふるを謙せし

めでたし参議従三位藤原公澄卿よみて給ひける申しこそ侍る

まことに其のゆかしき春風よきにほひも花の峯の白雲

香炉峯のながめにも世にめでたくいとも面白き歌になん侍りける

行基菩薩国府記七巻ニ云　長谷寺縁起文にも見えたり

○長谷縁起ハ寛平八年二月十日菅家の御筆とぞ寛文
十年に式部権太輔菅原豊長の奥書に見へ侍り
此縁起ハ慶長年中修営を関東よりせしめ給ひし
持行しより一旦たへるよしにて焼しぬといへりされども実
ハ旅客のかたへ竊ぬすまれて賣られ轉々して佐竹
家に買留られし御かたにある貞享三年太樹の尼
年四十二の時に右京大夫義處長谷寺に返し納めら
まいらす元禄八年の二月叡覧に及び菅豊長一本を
写し奥書を加へてまいらせし事西龍院の隆慶が奥
書によりて知られり 文治延喜の頃の文字なるを多くは昔めきて見へ後に造れるにや
○長谷寺ハもとより今の十一面堂の西の岡の上昔三重塔ありし
石室の佛宇なりしを泊瀬寺と称す ハツセテラ 泊瀬の字ハ附会の説なり天梓地の塔ありし山の下なる里神河の瀬に泊れると云
武内宿祢此塔営造せしとぞ此寺我国未佛法なかりし座誕なる
のちに天武帝弘福寺の道明 姓ハ六人部なり 和して精舎を建して
いへりにも東の岡の十一面堂ハ大悲利生の長として長谷寺なり
称せられり是にも文字にて傳へく訛せり ハせとハ元ハせ

侍人といふをかりて文の字を書り初ハ假名字長
谷ハ義訓の字之丘備寺の縁起ハ後ミ多く記し本尊千
一面ハ神亀六年德道上人（姓ハ辛矢田部ノ造）道意律師と供ニ佛工稽
文會并ニ稽主勲をもつて造らしむ（良辨僧正元興寺大安寺隆尊律師僧百口とも云）天平五
年五月十八日藤原房前を檀那として開眼供養（弘福寺元興寺大安寺薬師寺
ノ僧百口と云）導師ハ行基呪願ハ神叡也大勧進の僧德道堂を建ツ
天平七年五月十六日上棟同十九年九月廿八日供養導
師ハ西僧菩提呪願ハ行基と云々天平勝宝四年十一月

十六日聖武帝臨幸十八日勅願ノ供養と云々導師隆尊（天皇）
（最勝経法華経ヲ書写納メ供養ス）縁起に後に藤原良世ニ壬生忠岑紀ノ長
谷雄等の名あり是れハ寛平七年七月廿七日諸寺ヲし
下ス処の宣旨の名ヲ獨り長谷寺のミに残ス今彼ノ縁
起を略抄して遺忘に備ふ

○

臨済無関派

無関諱宗関姓ハ平氏尾張の人也其法嗣日山峯寧寂云ハ
尾張大山瑞泉寺の開祖也（無関應永十七年六月四日寂ス）

或人問桃弓葦矢其むかしの矢ハ難波にて芦を用ゆ是
秘傳トニ云　按するに延喜式十六曰凡追儺料桃弓杖葦
矢トニ云　其ハ矢料蒲葦各二荷攝津國毎年十二月上旬に
採送　云々　これ古へよりの例といへり

或人問諸社諸寺行フ修正修二月の法牛王加持の時
鬼走のありしハ密家にハ其の儀軌に見えさるなりしと
如何答　按するに文徳實録五曰十二月陰陽寮奏言ス
使下諸國郡及國分二寺擬陰陽書法毎年鎮中害氣上云々

これ僧侶陰陽家の祭事をならひし　始メテ凡鬼走ら
陰陽家の儺追に倣ひしと僧ハ佛法にとりて神代よ
神代の事を縁とりて基本とせしなり

塩川伯耆守國満ハ尾州の人　元亀の頃之攝州河辺郡上津村善源寺ニ石碑あり　其祖父
を塩川秀満といふ

攝州豊嶋郡如意谷村ハ如意輪寺ありし所の名之唐例
春日井郡如意村と如意輪堂ありし所を谷と號しといふ

神戸村

○同国有馬郡母子村の野寺の碑に曰三月三日母子草の糕を製するハ此里より始りしと云 蓬餅の始とも云なり

○藝州豊田郡河志賀田里今ハ麻田郷といへる所也とかく尾張春日井郡麻田村志賀田神社有 但しまし麻の字をよくみれハなし 河志賀田ハ芦竜田の名ならやほしかしとハ地つく竹を思ひ各也 或ハ芦浮の名かと云

○侍の礼服ハ素襖 上下 烏帽子小刀

略の時懸素襖 袴なし 上ハ此ハ打をかくる 結にて帯し 烏帽子なし

足利家の末よりかく定りし享禄前後の多く有るとくと用ひし今の袖なしの上下の起りなり 前に出

のおこりハ平信長公御出の時先年織田信長公凡人の為まり侍りし

○工藤家族の紋ハ三引 足利一の宮二宮の神の三の字をとると云ふ 素襖直垂の紋とす

帽額幕の紋としハ貴族よりつりしと云

○源家ちの侍ちハ大江広元 匡房なる 源義家桐侍頼光以来頼

政一流（土佐家芸流之）義家より義光へ相伝の流小笠原一流
なり
藤家ゟ此伝ハ大織冠ゟ御伝嫡流ゟ武智麿以来
為憲相伝工藤一流也南家の相伝ハ秀郷の伝小山結
城佐藤の諸家へ伝り利仁ゟ伝ハ斎藤富樫加藤
等なり別して
紀家の伝ハ武内の宿祢以来也大江の相伝りし武内
分出なり

○朝廷臣の男子多く東国に下りて武に候せしは駿河伊豆相模
ハ工藤の一族多くありしを熊谷須賀府秋田城等の諸家
に相関せり凡関東の官ハ東国に下りて武をのみ扱はれハ古へハ
関東の武風他に輝きしより近世に至るまで文学をのみ専らハしるか
ハ大隅西国よりし太宰府菊地城等の諸家に学ばしハ
異邦の人と交接せしば内外の官人多くハ西国より出しむる多かり
○侍従ハ文武を兼ね内舎人ハもとより武備を業とし内外ハ文字を職
と次世三官（カミ スケ サクワン ゼウ）等ハ独安の官也共に事務前ニ属ス

左の方ニ向タルハ
ひら目也
又かれいとも
いふ名所紀州ニ
皆左向也

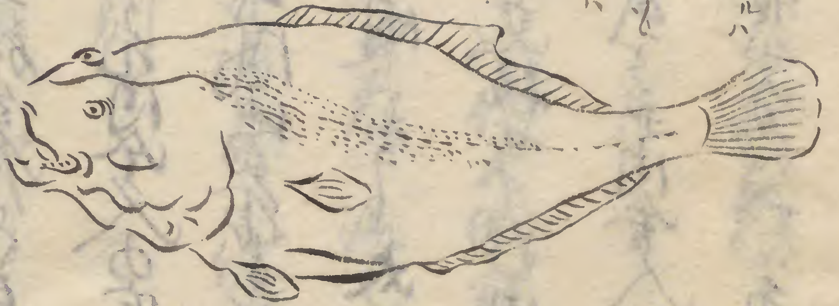

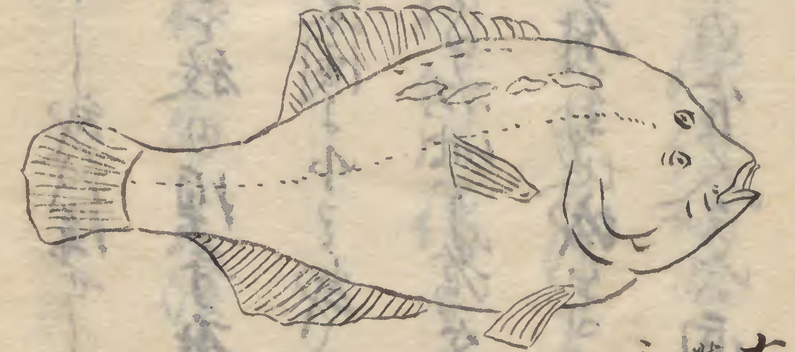

右の方ニ向タるて
背筋のとに石を含
むハ石かれい也

車えび

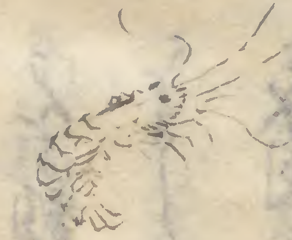

手長

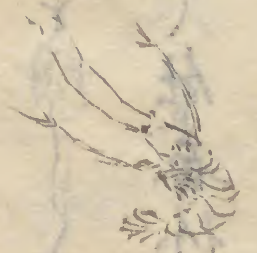

赤えび

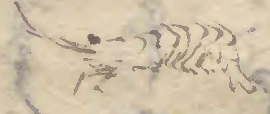

しやかげ

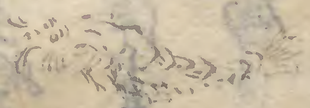

しらひ

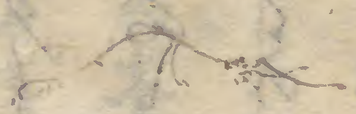

あみ

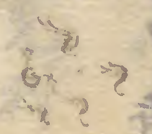

えびの類甚多し鰝(カウ)(ヱビ)ハ大鰕と字書ニ有伊勢えびの
事にや細し長サ二三丈鬚数尺と云海中ニ大かる大
きなるものしかとなくてなかん京一物めくからの
異物もいろは用しかくさるも名し車えびくなむけ

思ひて似たる一物に似たる次なるを緒川思ひて又別なるし
梅花なるよ鶴思ひハさぐいふる変し其他よ蝦ハかし形の
黙の小貝より化せるもや化し卯生あると示多かる世
地州甚部よハ長海河によりて多く人の思ひなるん以姓
かんよ蝋を用ゆしくしてられなる者多し醫師つね
とさして飴毒揃いつるをせん紀本るや
家国の学者文字に拘しかしさるとの他なる詩
章を字をれ多く心の本多くのなるへし峯山嶺の

より紀和川よこうで訓をれて平地の麻にいはと峯
為字有の処なれて嶺は字が冊由からの同じから
さるを兀者へさるうしやあく人く竪見則為峯横見則
為嶺揃と得し人の言を以て肴よ其他岸崖巌岩
等各同じかし次詩作のとしにかさし次土地を土ちなる
せんるとこてる遠ひなん物の證をもえうてし抵為へし
書無征の見や或人の方よ深あるらしと究めし
略字せへ如左ノ

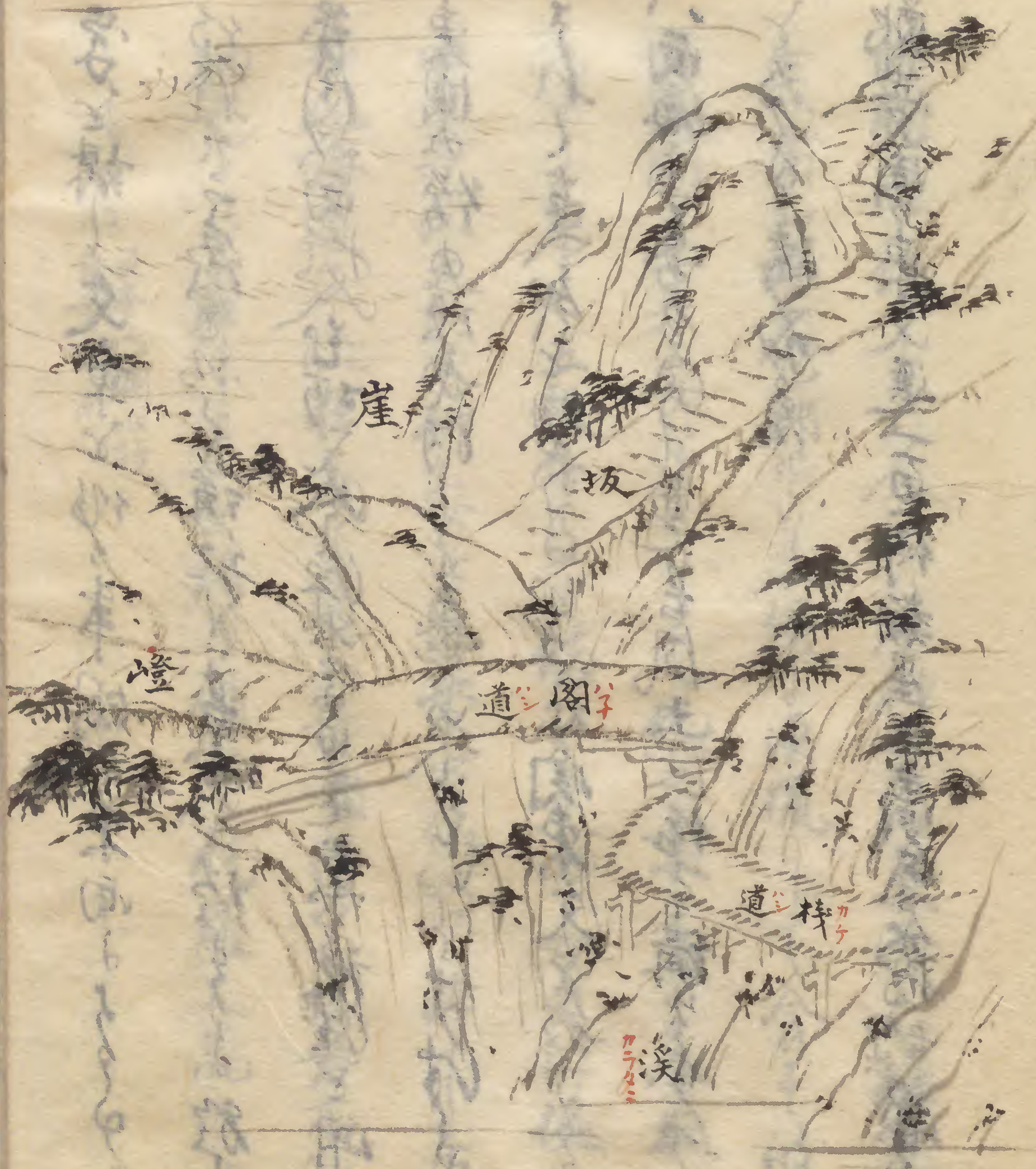
崖
坂
嶝
閣道
桟道
渓

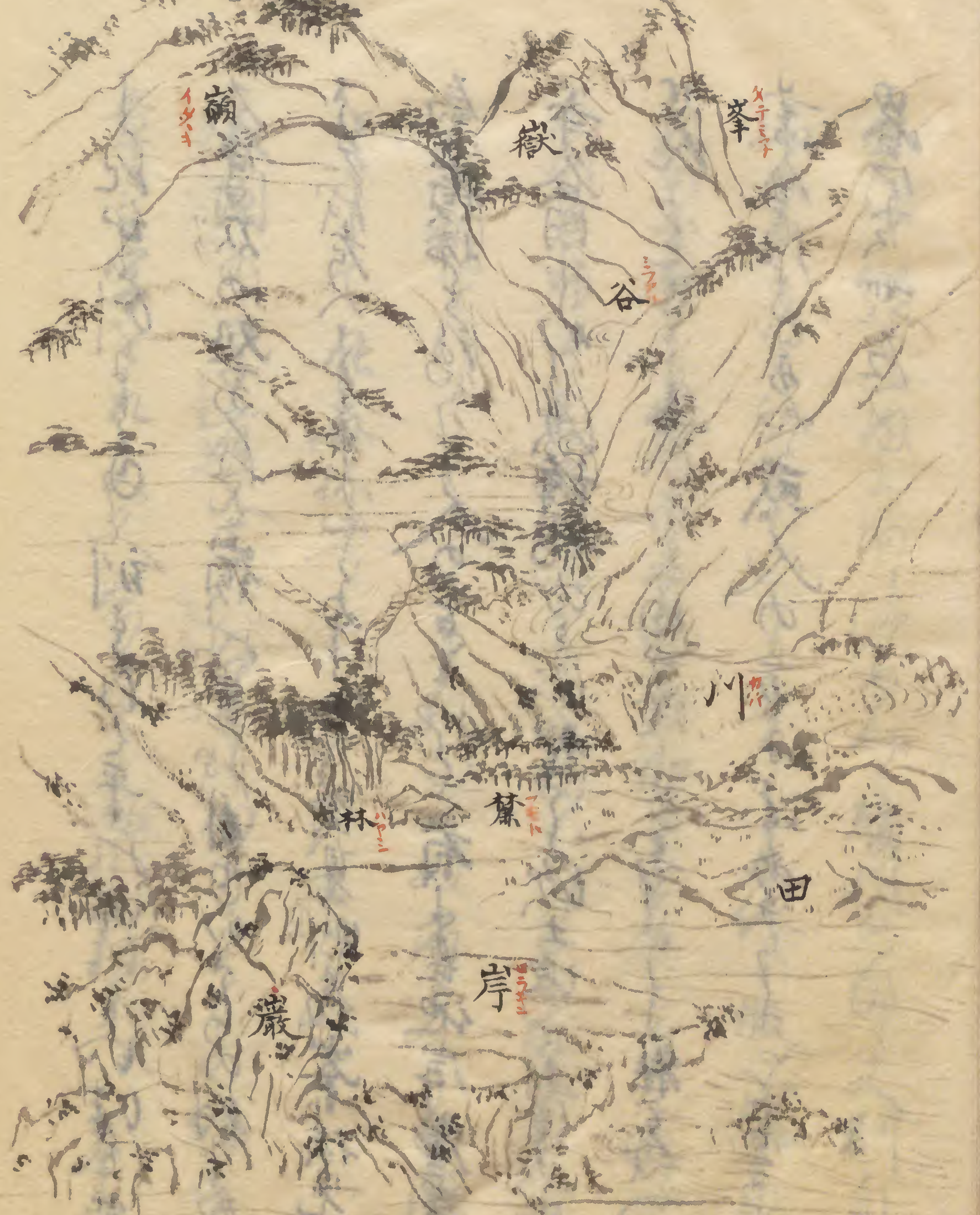
嶺
嶽
峯
谷
川
林
叢
田
岸
巌

学を講し文章を作り本國の東西よりきたりて
得れたる經を以て講說し其義を論せしむ於ここに八
幡宮以西の人古坊に入净土宗日蓮黨の說法を聞て
東國の僧の法系同じ本をといへともいと少なし
されと古へ例を聞かしめたるは関東文を教ゆるより
八西海を定めおかしめて其風土に依て講せしめて切
となりて遠く教へたり

○鄭夢周か東文選一百一傳類星主高氏か所傳者 郁次 畧に曰

曰耽羅初めは人なし神靈和氣降りて神人を化
生ス高乙郡夫乙郡といふ倶に漁獵して食す彼讀に曰
日本國ノ主其三女を遣して配ス之業よりて全本成法
以し第く五穀牛馬を傳ふと云是我か古史に據れは
旧事記に天照大神三女を筑紫宇佐島に降し居せし
む北海道中に在りて道主貴といふ曰宗像君か所祭る之
神なりと云若し是を誤り傳へて耽羅夫荒の帰のみ
とまかり 日本傳聞雅故 自書に之を而已

耽羅ハ新羅に近し新羅ハ我　素盞烏尊来住
の地之後世三韓皆我国ノ隷たる故ニ異邦我か
天皇をは都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六国ノ諸
軍事と称せし事沈約ノ宋書ニ見ゆ　以下にみえたる
より

○三韓ニも国字有謂ゆる方ニて有崔世珎ノ四声通解上下巻
言之ヲ海東諸国記ニ其国字をの皆より

○洪武故事ニ云角觝ハ六国ノ時所ト造ル云角觝ニ注ニ云戦国ノ時
講シメ武ヲ以テ為ニ戯楽ト相誇テ角其材力ヲ以テ相觝斛スト
云云今の相撲也

○謝吴運ハ四并　良辰　美景　賞心　楽事

○董仲舒カ策文に察ス天下之息耗ヲ　息生也　耗虚也　息耗とは
年穀の善悪をいふ

○襦ハ上衣　切韻玉篇ニ種夌名云云　むさうへと訓

○身申ヨロヒノトウ　肩罩ソデ　披罩コテ　腰甲クサスリ　甲腰同シ

○頭盔カブト　頸項シコロ

鞌橋（クラボネ イキ） 鞍褥（クラ シキ） 綏（テ） 逆鞙（チカラカハ） 鞦（シリカイ）

當胷（ムナカイ） 纓鞦（上ニ同） 繁（腹帯 ナリ） 鞚（ヨモカイ） 總（タスケ） 銜（クツハ リツハミ）

鑣（クツハノカヽミ） 韁（クツハツラ タツナ） 轡（同ニ） 障泥（アヲリ） 障或ハ作韓ニ 屧脊（ムダツケ 右訓ナメ）

弓韣（ユハツ） 弰（同ニ） 弭（ユツカ） 弝（同ニ） 韘（ユカケ 或ハ作渫） 韝（射韝ユゴテ 捨也 鷹韝タカノスキ）

弓幹（ユガラ） 弢（弓衣 ユブクロ）

かうの文字毎に記しをくを武業の一筆也今世

武用辯略等の條書多し但しさうなき

ともおしてまの的の處は金まりと多くみれど見

輩極めて見んせしく可也武蔵の書に中古作字は文

字成書し事今世これを正して右の類の字を

書きたることは似て古意に叶て見より何事こと

よう記文字を書なんぞ見て文字者と識しく

書事あまりも心得られず又文字を書く却て後人

とかくやまりもしつゝ多し蔵の書は皆なりしこと

作者の心一文字に記し動しありなれども作よく

別に文字にいたり別して能吟味して見るべし

給んことなかるへきなり

百練抄曰文治三年七月廿日奉幣七社依宝剱ノ御祈也今日被遣勅使於長門国且被謝新為令捜索也神祇大祐卜部兼衡大蔵少輔安信秦成等為使前安藝守佐伯景弘去項下向景弘合戦之時在彼国存知宝剱沈没之所云云

景弘ハ藝州厳嶋神職也東鑑曰宝剱者二位ノ尼帝之抱安徳帝沈海中頼朝偏向海濱捜求之然不得之因茲使當社之神職景弘禱神前云云

左大将家（近衛権大納言兼春宮大夫家久卿）今度関東より下向の次安藝国の宮に参りたまひ（己巳四月十四日）先拝殿よりくはしく額つかせおはしまして後祭文殿にのほせたまひこゝにて沓を脱して歩行せさせたまひし清敬心の餘り御やしろへ参りし者語り侍る神もあはれ社の廣前小石を敷ハ履を脱てまいる時泥土を避侍しなれとも

おり　太神宮石壷を別宮当出を拝し　着座
して拝し奉れ、摂社躑躅の拝所より一ともに我等の人
心に急き出し　故に内外宮拝の時々にも足早
にも出古法としてやすく急ぐ、神前社直面の正
祀と奉るに、主殿して八通りあるらくして　大神宮遥々にて拝す
其ゝ神前は正面を避けて拝し奉る御殿之内宮にも着座
八重榊の前で庶人の拝所で作り、穢人履の作り
御前は至るのみの正面より石壷を純ヘ玉串を清門向して

立向ひ奉ることを忌憚事なれの甚しき者なれ　勢因
社のごとく拝殿は東よりまいりて推樹のかとしく
拝し奉る御殿を遥拝なく、正面より向ひ奉る社頭より
まゐれ。殺遠の法あくして神社に、のあんい御はく神をさされ
かねとりまつるいふもれしいつくしさと、参詣の御めく
禄しおれなりハいかさまいつり神前下座の方より
遠く拝し奉るべきことし、仏事法楽の時男女ゆし
あひまゐりておりく内にまうしく何れも殺とるべくして

去りとて利欲非礼のまゝを行ふ人の為に非ず
の為此段あらかじめ筆を留置候也

日本政府図書
図書局文庫
浅草文庫

国立公文書館
National Archives of Japan